

富士見通り活性化部会設置要綱

(設置)

第1条 富士見通り沿道の事業者や商業団体、自治会等の多様な主体が一体となり、富士見通りの活性化に向けた取組を推進すること及び木更津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の目的に資する活動を行うため、協議会規約第6条第2項に基づき、富士見通り活性化部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、別表に定める関係団体等により組織する。

2 部会の目的を達成するため、委員会を設置することができる。

(会長及び副会長)

第3条 部会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は部会の事務を総括し、部会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、一般社団法人まちづくり木更津において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表

あんとわーぷ
金綱硝子店
大衆酒場せんべろ
宝家
房総海鮮 Restaurant KURO
by Cassetête
Cafe by blue
CAFE&baru ハコ+
Japanese dining RAZZ
木更津造園建設業協同組合
木更津ライオンズクラブ
木更津ロータリークラブ
木更津商工会議所
一般社団法人まちづくり木更津
木更津市富士見通り商店街振興組合
中央地区まちづくり協議会
東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター
一般社団法人木更津市観光協会
千葉興業銀行 木更津支店
日本貸貸保証株式会社
木更津市